

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

1 概要

(1) 目的（第1条）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(2) 給与（第2条及び第3条）

会計年度任用職員に支給する給与を定めるとともに、会計年度任用職員の給料及び報酬の額の決定に当たっては、原則、正規職員の給料表を用いることとする。

(3) フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条から第17条まで）

フルタイム会計年度任用職員の給与に関する以下の事項について定める。

ア 給料の額の決定方法

イ 給料の支給方法

ウ 給与の減額方法

エ 勤務1時間当たりの給与額の算出方法

オ 休職等となった場合の給与の取扱い

カ 給与と災害補償との関係

キ 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び義務教育等教員特別手当に関する事。

(4) パートタイム会計年度任用職員の給与（第18条から第30条まで）

パートタイム会計年度任用職員の給与に関する以下の事項について定める。

ア 報酬の額の決定方法

イ 報酬の支給方法

ウ 報酬の減額方法

エ 勤務1時間当たりの報酬額の算出方法

オ 休職等となった場合の給与の取扱い

カ 給与と災害補償との関係

キ 地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に相当する報酬並びに期末手当に関する事。

- (5) パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第 31 条及び第 32 条）
パートタイム会計年度任用職員の通勤及び公務のための旅行に係る費用弁償について定める。
- (6) その他（第 33 条及び第 34 条）
会計年度任用職員に給与を支給する際に控除できるもの及び別に定めのある会計年度任用職員の給与の取扱いについて定める。

2 施行期日等

- (1) 施行期日
令和 2 年 4 月 1 日
- (2) 文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新規制定に伴い、文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 12 月文京区条例第 18 号）の適用対象職員から会計年度任用職員を除外する。